

## 改善計画の変更手続きについて

改善計画実施期間内に下記の変更が発生した場合は、届出等が必要となりますので、ご留意下さい。

様式 時期	改善計画変更認定申請書 (様式第 5 号)	改善計画変更届出書 (様式第 6 号)
変更前に提出	改善計画の目標を変更する場合  改善計画の項目を追加する場合  改善計画の実施期間を変更する場合  改善計画の実施に係る資金計画について、 各改善事業の目標ごとの資金の合計額を 3 割 以上変更する場合 (雇入に伴う資金計画の変更を除く)	対象労働者の雇入れ人数及び雇入に伴う資金 計画を変更する場合  左記 について、3 割未満の増加に伴う変更を する場合
変更後に提出		事業所の所在地を変更した場合  事業所の名称を変更した場合  事業所の代表者名を変更した場合 (個人事業主を除く)

1. 上記の場合につきましては、改善計画変更認定申請書または改善計画変更届出書に添付書類を添えてご提出ください。
2. また、上記以外の変更につきましても、届出が必要となる場合がありますので、変更の際の手続き方法等につきましては、下記担当までお問い合わせ下さい。
3. ご提出の際は、下記担当まで電話予約をお願いいたします。

### お問合せ・予約・提出先

東京都 産業労働局 雇用就業部 能力開発課 地域人材育成係 雇用管理改善担当  
 〒163-8001 新宿区西新宿 2 8 1 (都庁第一本庁舎 31F 北側)  
 (最寄り駅: 都営大江戸線「都庁前駅」直結、JR 線・丸の内線・京王線・小田急線・  
 都営新宿線、「新宿駅西口」徒歩約 10 分)  
 TEL: 03 5321 1111 (大代表) 内線 37-833・834

### 改善計画変更認定申請書 (様式第 5 号) 提出時の必要書類

	添 付 書 類	原本	写し
1	改善計画変更認定申請書（様式第 5 号）	1 部	1 部
2	変更内容に応じて添付資料の提出が必要な場合があります。		

## 改善計画変更届出書（様式第 6 号）提出時の必要書類

	添 付 書 類	原本	写し
1	改善計画変更届出書（様式第 6 号）	1 部	1 部
2	<p>下記の変更に係る手続をする場合には、以下の添付書類が必要です。</p> <p><u>（１）事業所の移転</u>            使用・賃貸借契約書            本店移転の場合は、履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）が必要です。            使用目的が事業用であること及び名義は、法人の場合は「法人名」、個人の場合は、「申請事業主名」であることが必要です。            他社と同居している場合は同居について説明する書面が必要になります。            旧住所等が新謄本で確認できない場合、新謄本及び閉鎖謄本が必要になります。</p> <p><u>（２）代表者の変更</u>            法人 - 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）</p> <p><u>（３）社名の変更</u>            法人 - 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）</p> <p><u>（４）対象労働者の雇入れ増員の変更</u>            組織図（増員後のもの）</p>	1 部 (謄本)	1 部

## 改善計画変更書類提出時の注意点

改善計画期間が終了している場合は、都庁への変更届の提出は必要ありません。

提出については、事前に都庁への予約が必要となります。

(TEL 03-5321-1111 《大代表》内線 37-833・834)

改善計画変更認定申請日及び改善計画変更届出日は、空欄で持参して下さい。

改善計画変更認定申請書及び改善計画変更届出書は変更する内容がわかるように記入してください。

また、本文中の「認定を受けた日」は都庁からの改善計画認定通知書の右上の日付になります。なお、認定通知書の交付を受けていない方は日付を空欄にしてください。

変更内容が複数ある場合でも、書類等が整っている場合は一度に提出して差し支えありません。